

銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）	
改 正 案	現 行
<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（八）（略）</p> <p>九 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第三条に規定する経営基盤強化計画（同条又は同法第七条第一項に規定する認定を受けたものに限る。）に基づく同法第六条第一項に規定する優先株式等の引受け等（次条において「優先株式等の引受け等」という。）に係る優先株式（協定銀行が保有するものに限る。）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（協定譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの）（協定銀行が保有するものに限る。）（資産買取りの委託に係るもの）（協定債権回収会社が保有するものに限る。）又は優先株式等の引受け等に係るもの（協定銀行が保有するものに限る。）を除く。</p> <p>二（略）</p>	<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（八）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（協定譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの）（協定銀行が保有するものに限る。）（資産買取りの委託に係るもの）（協定債権回収会社が保有するものに限る。）を除く。</p> <p>二（略）</p>